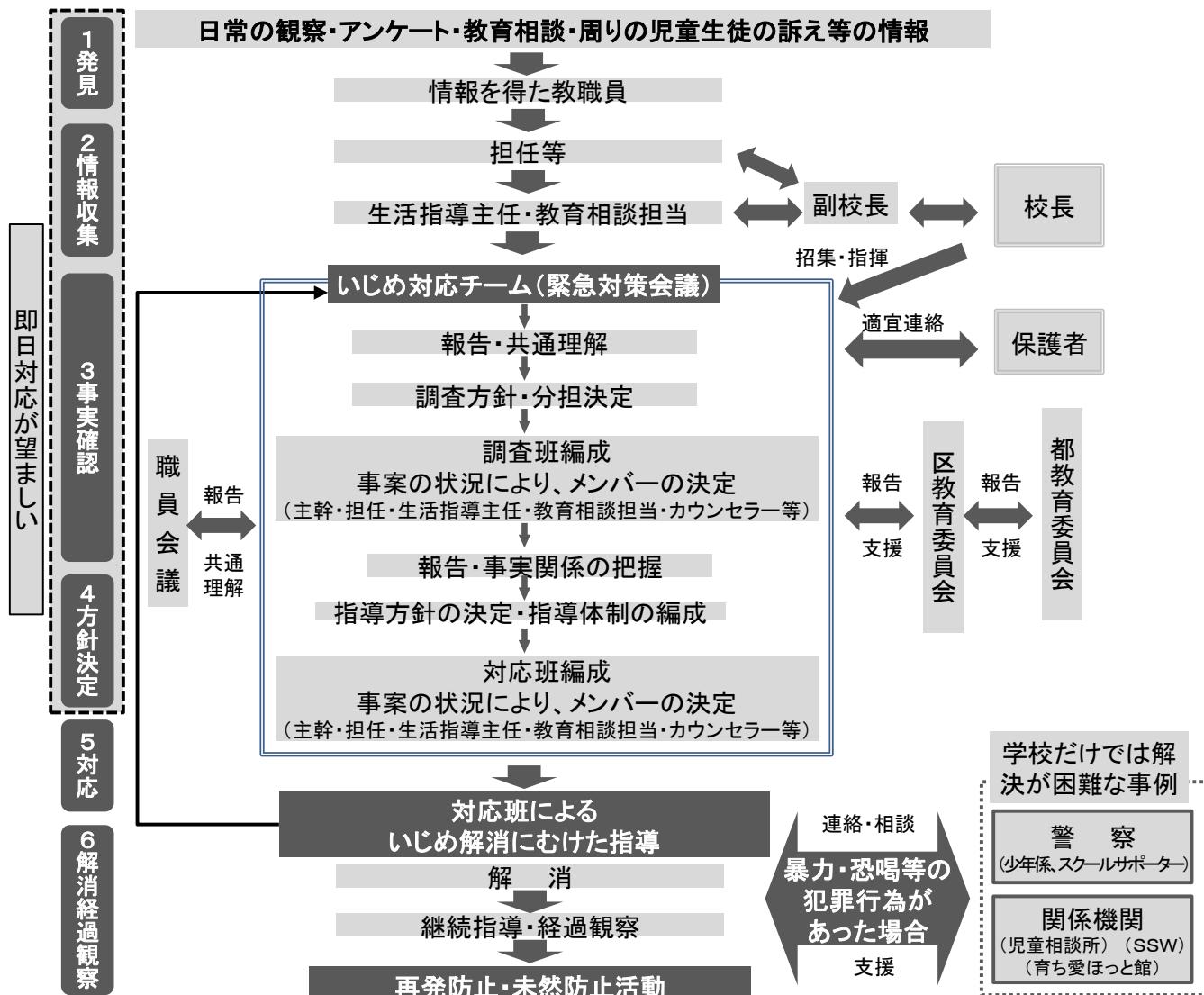


いじめの早期発見、早期対応等に関するシステム 谷端小学校

令和6年10月3日

谷端小学校では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みます、学年または学年ブロック、及び学校全体で対応にあたる。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういう状況を避けるためにも、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



- ※ 上記の例は、対応のあり方の基本を示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめの解消に向けて取り組む場合、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況を基に、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。